

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊交企第453号

平成28年9月15日

地域公共交通網の形成に向けた関係機関とのさらなる連携の強化
について（通達）

見出しのことについては、平成29年3月12日、高齢運転者対策等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号、以下「改正法」という。）が施行されることに伴い、運転免許証の自主返納や行政処分により、運転することができない高齢者が増加、その移動手段を確保することの重要性が今後益々高まることが予測されることに鑑み、別添のとおり警察庁通達が発出された。

本県においては、これまでも各警察署等の単位で、各地方公共団体が主宰する道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）に基づく「地域公共交通会議」や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく「協議会」（以下「会議等」という。）に参画し、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境作りの観点で各種申し入れ等を行ってきたところである。

そこで、各所属にあっては、引き続き地方公共団体の関係部局等と連携を強化するとともに、積極的に会議等へ参画し、高齢者の移動手段の確保に向けた申し入れを行うなど更なる関係機関との連携の強化に努められたい。

※ 警察庁通達「地域公共交通網の形成に向けた関係機関との連携について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。